

令和 8 年 4 月 21 日 (火)

阪神水道企業団 総務部総務課 TEL : 078-431-4351 Email: pureline@hansui.or.jp

活性炭の入札談合に関する損害賠償請求訴訟の和解について

令和元年11月22日、公正取引委員会は、近畿地区の地方公共団体が入札により発注した活性炭の販売業者に対し、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行いました。

これを受け、当企業団は、違反事業者らに対し、令和 4 年 10 月 24 日に損害賠償請求訴訟（別紙参照）を提起し、裁判手続を進めてきましたところ、令和 8 年 4 月 21 日に下記のとおり裁判上の和解が成立しましたので、公表します。

記

和解の概要

- ・以下の被告らは、原告に対し、本件解決金として、次の各金員の支払義務があることを認め、同金員を令和 8 年 5 月 21 日までに支払う。
【被告名及び金員】（総額 4 億 1320 万 9268 円）
本町化学工業(株) 2 億 0660 万 4634 円
カルゴンカーボンジャパン(株) 4969 万 7324 円
(株)クラレ 5959 万 8511 円
幸商事(株) 5121 万 9492 円
大阪ガスケミカル(株) 4608 万 9307 円
- ・原告は、その余の請求をいずれも放棄する。
- ・原告と被告らは、原告と被告らとの間及び被告ら相互間には、本件に関し、和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- ・訴訟費用は、各自の負担とする。

(別紙)

令和 4 年 10 月 24 日 (月)

阪神水道企業団

総務部総務課

TEL : 078-431-4351

FAX : 078-431-2664

活性炭の入札談合に関する損害賠償請求訴訟の提起について

令和元年11月22日、公正取引委員会は、近畿地区の地方公共団体が発注した活性炭の購入に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「法」という。）第3条に規定する不当な取引制限の禁止に違反する行為を行ったとして、違反する行為を行った事業者に対し、同法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行いました。

その件につきまして、当企業団は、関与した9事業者に対し下記のとおり損害賠償請求訴訟を提起しました。

- 1 訴訟提起日 令和 4 年 10 月 24 日 (月)
- 2 提訴裁判所 大阪地方裁判所
- 3 訴訟相手方
本町化学工業株式会社（東京都足立区中央本町一丁目 2 番11号）
株式会社クラレ（岡山県倉敷市酒津1621番地）
大阪ガスケミカル株式会社（大阪市西区千代崎三丁目南 2 番37号）
カルゴンカーボンジャパン株式会社（東京都千代田区大手町一丁目 1 番 3 号）
ダイネン株式会社（兵庫県姫路市飾磨区中島3001番地）
幸商事株式会社（東京都中央区新川一丁目17番25号）
朝日汙過材株式会社（岐阜県土岐市肥田浅野双葉町一丁目 1 番地の 1）
フタムラ化学株式会社（名古屋市中村区名駅二丁目29番16号）
株式会社サンワ（福岡市城南区別府二丁目14番 8 号）
- 4 請求金額 3 億 7,038 万 404 円及び遅延損害金
(内訳)
損害金：3 億 3,670 万 9,459 円 (※)
弁護士費用相当損害金：3,367 万 945 円
遅延損害金：訴状送達日の翌日から各支払済みまで各損害金に年 5 分の割合を乗じた額

※平成 29 年度から令和 2 年度の間に入札を行った活性炭購入に係る平均落札率から、談合が行われた平成 25 年度～平成 28 年度の活性炭購入に係る入札において、談合がなかったと想定される契約金額を算出し、実契約額との差額を損害金として算定した。
- 5 請求根拠 民法第 709 条（不法行為による損害賠償）及び第 719 条第 1 項（共同不法行為者の責任）